

第30回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成28年12月5日(月)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 研修室2・3	
開 会	平成28年12月5日(月)	13時30分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	秋 元 善 照	(議長)
2番委員	三 橋 淳 一	
3番委員	宇都宮 正 彦	
4番委員	春 本 英 世	
6番委員	木 村 義 明	
7番委員	金 子 司	
8番委員	春 本 敏 典	
9番委員	宮 原 マツ子	
10番委員	鷺 谷 又 美	
11番委員	在 津 圭 太	
12番委員	大 場 信 司	
13番委員	中 田 守	
14番委員	原 廣 和	
15番委員	田 口 実	
16番委員	春 本 清 治	
二、本総会の欠席委員		
5番委員	加 未 啓 二	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第66号 農用地利用集積計画について
・報告事項 農地法第18条第6項による合意解約について
・報告事項 非農地証明について
・その他
(13時28分開会)

秋元議長 　　少し早いようですけど全員揃いましたので、第30回赤村農業委員会総会を開会します。今年ももう1カ月を切りましてみなさん年末で大変と思いますが、体調面には気をつけてください。本日の欠席者は5番委員加未委員です。それでは第30回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。4番委員春本英世委員さん、6番委員木村委員さんよろしく願います。それでは後はもう省略いたしまして議案に移りたいと思います。それでは議案第67号を議題といたします。この議案は●●委員に関係がありますので●●委員の退室をお願いします。

(●●委員退室)

秋元議長 　　それでは議案第67号について事務局内容説明をお願いします。

瓜生書記 　　(議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転に

ついて、朗読説明を行う。)

秋元議長 はい、事務局の説明が終わりましたので地元委員さんの補足説明をお願いします。

田口委員 はい。先日●●さんが来られて、場所は●●さんの家の横ということで、おやじさんが畑もせんし息子もせんちゅうようなことで、今でも小作のような感じで作ってたんですね。だけんそれをそのまま買いたいということで話がありましたので、よろしくをお願いします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。これに関してご意見のある方はお受けいたします。

(「ありません。」の声あり)

秋元議長 それでは採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。
(出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは●●委員に入室してもらいます。

(●●委員入室)

秋元議長 ●●委員に報告します。議案第67号は出席者全員で可決されました。

●●委員 ありがとうございます。

秋元議長 それでは続きまして議案第68号を議題といたします。事務局内容説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第68号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

秋元議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの説明を●●からお願いします。

原委員 はい。●●さんは●●勤務で歳はもう●●ぐらいになるんですが、農業はしてないんですね。今までは●●さんに作ってもらっていたんですが、●●さんがもうできないということで規模を縮小していったるんですね。それで●●さんが今隣で作っているもんですから、●●さんをお願いして作ってもらおうということです。よろしくをお願いします。

秋元議長 はい、ありがとうございます。それでは続けて●●の説明をお願いします。

宇都宮委員 はい。●●さんが私の所に来まして、以前から●●さんの畑を作っていたんですが、引き続き借りるということなのでよろしくをお願いします。

秋元議長
大場委員 続きまして●●の説明をお願いします。

秋元議長 はい。これは加未委員の案件でしたが、本日加未委員が欠席していますので私が変わりに説明します。●●さんがもう農業ができないということで、親戚である●●さんに作ってもらうということです。よろしくお願いします。

秋元議長 はい、ありがとうございます。それではこの3件について質問等がございましたらお受けします。

金子委員 はい。一つだけ確認したいんですけど、●●の件ですが4月1日からとなっていますが、その前に誰か作っているのは3月31日時点で解約を行うんですかね。そして4月1日から新たに借りるということですか。まだ解約が出てないか、もしかしたら農業委員会を通してないかもしれないけど。

原委員 それはたぶん私が農業委員になる以前のことでありますから。

瓜生書記 よろしいですか。一応この件について事務局で調べたところでは農業委員会には上がってなかったもので総会にはかけていないですね。

金子委員 分かりました。

秋元議長 他に何かありませんか。

秋元議長 (「ありません。」の声あり)

秋元議長 なければこの3件についてまとめて採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

秋元議長 (出席者全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして報告事項がございまして事務局より報告をお願いします。

瓜生書記 (報告事項 農地法第18条第6項による合意解約・非農地証明・農地改良行為届出について、報告を行う。)

秋元議長 はい、報告事項が終わりました。

鷺谷委員 ちょっといいですか。一番最後の分について田を畑にするということは、場所を見たらだいたいそういう所かなと思うんですけど、地目は田を畑にしますということをここで明言してるんですけど、そのへんについては地目変更とかはしなくて田のままで。それに伴い30年から転作の配分はないということで政府は言われてますけど、今年については配分とか色々なものが出て来ると思うんですけど、そのへんはいいんですかね。指導的なものは。

瓜生書記 地目変更を行うという話は聞いていません。また転作の関係にどのように関わってくるか分かりませんが、ご本人さんからの話では、ちょっと今までは作っていない場所でしたがこのままほたっておくわけにもいかないし、田んぼとして使用するには場所が低くて良くないということで、土を入れて盛土してから畑として野菜等を作っていきたいと話は何っていたんですけど。

鷺谷委員 もう一つこれは報告事項でいいんですかね。

瓜生書記 改良行為届に関しては、特にうちが審議して良い悪いというのを判断するのは。もちろん改良行為に関して内容が適切でなければうちの方が最初から受付はしませんし。

鷺谷委員 私なぜ言うかということ、私が農業委員になった初めての年に●●で●●さんが田を畑にしますという時にもめましたよね。農業委員会が現地を確認まで行きましたよね。それから半年くらい前に●●で●●さんが田んぼに道を作るといいう時に、農業委員会への届出が出てなく止めましたよね。これを見ると12月1日ということは、今日は5日なんでそこらへんについては前回とのからみはどうなるんですかね。

秋元議長 ちょっと休憩にしましょう。

(暫時休憩)

秋元議長 会議を再開します。事務局説明をお願いします。

瓜生書記 こちらの農地改良行為届については、条件としまして盛土の高さが1メートル以内、面積要件が1,000平米以内ですが、今回申請地が1,400平米あるということなので、もう一度ご本人と話して詳しい計画内容を確認し1,000平米以内であれば改良行為でいいですが1,000平米を越えると農地の一時転用申請がいりますのでそこらへんも確認し処理を行いたいと思います。今回の報告事項は取り消しをお願いします。

秋元議長 それではこれで今回の案件は全て終わりました。それではその他について。

(その他)

秋元議長 それでは次回総会は、1月20日金曜日の9時からでお願いします。それではこれで第30回赤村農業委員会総会を閉会します。

(閉会 14時24分)